

5. Role of the Producer Responsibility Organization

最終生産者は、PRO に属していれば、生産者個々の責任は免除され、PRO の責任となる。

< PRO の形態 >

1. 地方自治体になりかわって加入者の EPR 処理を保証する。実行、財源に関する全ての責任を負う。
2. 費用を地方自治体に与える。

- ・ドイツ “Dual System Deutschland”(DSD)
- ・フランス “Eco Emballages”
- ・日本 “the Japanese Container and Package Recycling Foundation”

< 日本容器包装リサイクル協会 >

廃棄物回収等に実行上、財源上の支援はせず、リサイクルに財源上のサポートを与える。

- ・オランダ “the Foundation on Packaging and the Environment”(FPE)

実行上、財源上の支援等はせず、奨励するのみ。

(会合に参加して意見を述べる。モニタリングの実施。)

< 筆者の意見 > オランダは高い人口密度と強い社会的結合があるので、法によって強制しなくても (Dutch Packaging Covenant) うまくいっている。

しかし、最終責任者に対して法的拘束ができない。

このようなやり方は、上記のような条件のない国ではうまくいかないかもしれない。

5.1 廃棄物処理の財源に対する責任

PRO は次の二つによって資金を得る。

- ・メンバーに対する割り当て金
- ・二次的資源のリサイクル業者への売却

割り当て金は処理コストに応じて課せられる。

EX.)EPR ラベル (グリーンドット) を与え、代わりにライセンス料をとる。

割り当て金を支払う生産者は、消費者から別個にとりたてるのではなく、価格への上乗せ (内部化) を行う。

PROに入りたい。(自社の製品にEPRラベルを付けたい)

PROにリサイクル業者からの保証を示す。

年間の生産量に応じてライセンス料をPROに支払う。

<EPRラベルとエコラベルの相違について>

- ・EPRラベル：その製品が回収されること、あるいは製品のコストの一部が回収システムのために先払いされていることを示す。
- ・エコラベル：環境負荷の低い製品であることを示す。

PROの割り当て金の上手なやり方というのは、メンバーである生産者がEPRの主旨に沿った望ましい取り組みをすれば、割り当て金を一部減額できるように設定されている。

<ドイツ>

(例)

1991、容器の容積が基準 ↓ インセンティブがはたらかない	1Lの容器 ガラス 1.3円 プラスチック 1.3円
1993、材質と重量が基準 同じ内容量ならばリサイクルし易い商品のほうが割り当て金が安くなる。 より軽量でリサイクルし易いものに替えようとするインセンティブがはたらく。	1Lの通常容器 12円 1Lの詰替え容器 3.2円 紙 1kg 20円 ガラス 1kg 10円

<フランス>

フランスにおけるGreen Dot Feesは地方自治体の廃棄物分別回収のための財政的援助に使われており(回収自体は行っていない)また、日本におけるPROメンバーの割り当て金(ロゴマーク等はなし)はリサイクルの援助にのみ使われているということから、これらの額は非常に低い水準におさえられている。

また、フランスのGreen Dot Feesは内容量を基準としており、リサイクルのし易さ、重量などは関係ないので、企業が望ましい行動をするためのインセンティブがはたらかない。そこで、現在低く設定されている額を高く設定し、一部減額できる余裕を作ることが考えられている。そしてその様なことができるように取り決められている。

リユース・リサイクル	焼却による熱エネルギー利用
分別が必要 (地方自治体による努力必要)	分別は不要 (地方自治体による努力不要)
コスト HIGH	コスト LOW

リユース・リサイクルに対してのディスインセンシブ

Eco Emballages が地方自治体にお金を払うことによって
コストを調整（分別回収への資金援助）

ディスインセンシブがなくなる。

5.1.2 PROのリサイクル業者からの収入

PROはEPRの目的を最小限のコストで達成するために post-consumer market にしっかりと着目し、戦略を立てなくてはならない。

そのなかで、PROは所有している二次的資源の需要と価格が高い場合には、リサイクル業者等にそれらを引き渡す際に支払いを求め、活動の財源とすることができる。

しかし、その額は低くなければならない。

その後の流れを保証するため。

< free rider の問題 >

PROに関する事柄がうまく契約されていればシステム内の非効率的部分は発見できる。

EX.) ドイツの DSD が行った契約による改善

消費者のただ乗りが存在

PROはwaste managerへの支払いの
基準を総重量から、分別後の重量に変更

waste managerにとって、回収物にPRO
に関係のないものを入れさせたくないとい
う経済的インセンティブが生まれる

DSD回収：無料

地方自治体回収：有料

PROが回収したものにはEPRラ
ベルがついてない廃棄物が混じる
(お金を払いたくない)

しかし、PRO の契約がうまくいかない状況もある

EX.) ・二次的資源を必要以上に安く売ってしまう。

・リサイクルの難しい製品を不適切に処理してしまう。

・間違った結果報告をする。

そのような場合、プログラムデザインを再考する必要がある。

その一つが政府の介在である。

・法律による禁止

・権限を与える

これらの結果として、ごまかしや誤った報告などが防がれ、EPR の目標達成を阻害する要因を消すことができる。

<ドイツ>

当初、二次的資源は無料でリサイクル業者に引き渡されていた。

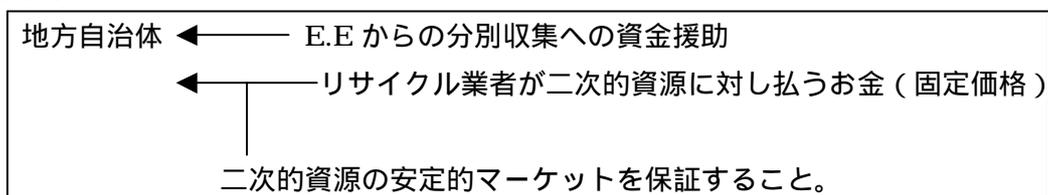
(二次的資源の過剰供給のため)

1994 有料になる。

リサイクルしにくい廃棄物を扱うための財源にする。

(市場の安定化、Green Dot Fees の軽減をはかる。)

<フランス>



リユース・リサイクルの増加

また、埋め立てに対して課税し、それを新しい廃棄物処理施設の財源としている。

5.2 廃棄物収集の実行に関する責任

・PRO は回収についての責任も負う。(分別)

また、PRO で扱った製品のリサイクルにおいて排出された残留物についても適切な処理(埋め立て、焼却等)をする責任がある。

・回収などの取り組みにおいては、PRO はうまくいっている既存の構造・マーケットをこわさないように、また、処理やコストが二重にならないようにすべき。

<ドイツ> ...地方自治体とDSDのトラックが並走し、それぞれ回収
ただし、デュアルシステムのコスト面においては再検討中

<フランス> ...E.Eが地方自治体の分別収集へ資金援助
(リユース・リサイクル・リカバリーの促進をめざす)

地方自治体の実行的責任に変化はない。
(あいかわらず自治体の回収である)

5.3 その他の責任

- ・組織の内部および外部に対する規制

(内部) ...監視の強化、罰金、メンバーシップの剥奪等によって規制可能
(DSDはメンバーの会計簿を調査するために会計士を雇っている)
(外部) ...規制には政府の権威付けが必要

- ・PROメンバーは全ての競争相手をプログラムに参加させたい
(フリーライダーを存在させたくない)

- ・より消費者の参加を求めるためのアピール

- ・EPRラベルの使用
- ・商業広告 消費者の分別回収への参加
EPRに関する商品への消費者の選好
(EPRに参加していることを宣言 売上や回収の増加)

EPRの目標達成のための コストを低く維持

EX) DSD...メディアキャンペーンを行いそのイメージを産業的なものから公共の利益
に

寄与するものという形に変化させた。

- ・EPRの要求の国際化

より効果的な産業行動を創出し、国内の製造品の国際競争力をたかめる

- A)リユースやリサイクルを促進する計画をすすめる
- B)ラベリングによって消費者の支持を得る
- C)特別な(しばしば外国の)製品とパッケージングの適切な処理の保証
- D)貿易に際してのEPR料金の支払いをなくす

